

参考

用語集

ACGIH・・・「American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Inc.」(1938 年創立)は、政府機関にインダストリアル・ハイジニストとして従事していること等を正会員の入会資格とする社団法人であり(政府機関ではない。)、活動の一環として、化学物質の許容濃度について勧告値を公表している。

CLP規則・・・「Regulation on Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures(物質及び混合物の分類、表示及び包装に関する欧州議会及び理事会規則)」は、物質及び混合物の危険有害性の分類に関する基準、上市(流通)される物質及び混合物の表示(ラベル表示の記載事項等)及び包装(包装材は内容物が漏出しないような設計・材料とすべきこと等)に関する基準を定めているとともに、欧州域内で上市する物質及び混合物について、危険有害性等の表示をしなければならないことを定めている。

GHS・・・2003年7月、国連経済社会理事会において、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」(GHS)実施促進のための決議が採択された。

GHSの基本となる国連 GHS 文書において、統一的な化学品の危険有害性に係る分類、SDS やラベル表示の記載事項が定められている。

HCS・・・「Hazard Communication Standard(危険有害性周知基準)」は、OSHA(米国労働安全衛生法)に基づく基準で、製造、輸入される化学品の危険有害性の評価及び情報提供、ラベルやSDSの記載事項等を定めている。

IARC・・・「International Agency for Research on Cancer(国際がん研究機関)」は、世界保健機関(WHO)の外部組織であり、化学物質等の人に対する発がんの強さを評価、公表している。

なお、発がん性の強さは、「グループ 1:発がん性がある」「グループ 2A:恐らく発がん性がある」「グループ 2B:発がん性の恐れがある」「グループ 3:発がん性を分類できない」「グループ 4:恐らく発がん性はない」と分類される。

OSHA・・・「Occupational Safety and Health Act(労働安全衛生法)」。

詳細規定は、「OSHA Standard(労働安全衛生規則)」に定められ、化学物質に係る規制としては、許容濃度未満の管理を基本とし、石綿等の特に有害性の高い

物質については個別の規定を定めている。

REACH規則・・・「Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals(化学品の登録、評価、認可及び制限に関する応手議会及び理事会規則)」は、欧州における化学物質の総合的な登録(届出)、評価、認可、制限に係る制度である。

欧州域内で化学物質を製造・輸入する事業者に対し、当該化学物質の製造・使用に関する情報、危険有害性情報等を欧州化学庁(ECHA: European Chemicals Agency)あて登録(届出)することを義務づけるとともに、ECHAによる有害性等の評価、特に有害性の高いことが懸念される化学物質に係る認可(原則として上市禁止とした上で、用途ごとに製造、使用等を許可)や、制限(人や環境に悪影響を及ぼすリスクがある場合に、製造、使用等について制限)を定めている。

SDS・・・「安全データシート(Safety Data Sheet)」。

化学物質の危険有害性や取扱上の注意事項等を記載した文書。

労働安全衛生法第57条の2に640物質を対象として、化学物質の譲渡提供時に交付することを義務づけている。また、労働安全衛生規則第24条の15に、GHS分類により危険有害性を有するすべての化学物質(法第57条の2の対象640物質を除く。)を対象とし、化学物質の譲渡提供時に交付することが努力義務とされている。

TSCA・・・「Toxic Substances Control Act(有害物質規制法)」。

新規化学物質を製造する事業者に対し、当該化学物質の製造・使用に関する情報、危険有害性情報等を環境保護庁(EPA: Environmental Protection Agency)に届出することを義務づけるとともに、EPAによる有害性等の評価、リスクが懸念される化学物質に対する製造、使用等の制限又は禁止などについて定めている。

インダストリアル・ハイジニスト・・・「Industrial Hygienist(産業衛生専門家)」は、産業衛生(労働者のばく露評価及び工学的措置等)に関する専門家。米国産業衛生会議(American Board of Industrial Hygiene)による認定インダストリアル・ハイジニストがある。(国家資格ではない。)

化学的因子からの労働者の保護に関する指令・・・「Commission Directive 1998/24/EC of 7 April 1998 on the protection of the health and safety of workers from the risks related to chemical agents at work (作業中の労働者の安全及び健康の改善を促進するための施策の導入に関する1998年6月12日付け理

事会指令)」。

労働者を化学物質による安全及び健康に対するリスクから保護するための最低限の要件を規定することを目的として、欧州委員会が職業ばく露限度指針値を提案すること(指針値は別の指令で設定)のほか、事業者の講ずべき措置として、リスクアセスメント及びリスクの除去・低減措置、労働者教育、健康診断の実施について定めている。

産衛学会・・・「公益社団法人日本産業衛生学会」(1929年設立)は、産業医学の進歩を図ることを目的とする学会であり、活動の一環として、化学物質のばく露限界(許容濃度)について勧告値を公表している。

リスクアセスメント・・・(化学物質等により発生する)負傷又は疾病の重篤度とその発生の可能性の度合(リスク)を見積もること。

リスクアセスメントの結果を踏まえ講ずるリスク低減措置は、①危険性又は有害性の高い化学物質等の使用の中止、代替化、②化学反応プロセス等の運転条件の変更、化学物質等の形状の変更等、③工学的対策・衛生工学的対策(設備の防爆構造化、局所排気装置等)、④管理的対策(マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理等)、⑤個人用保護具の使用の順に検討し、実施する。

労働安全衛生法第28条の2に、化学物質に係る危険性又は有害性等を調査すること、その結果に基づき、法令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることが努力義務とされている。